

第57回愛知県国土利用計画審議会会議録

○日時

平成23年12月22日(木) 午前10時30分から午前11時30分まで

○場所

愛知県議会議事堂4階 会議室5

○出席した委員

後藤澄江	榊原純夫	清水裕之	下目美雪
杉浦孝成	竹中千里	福谷清子	藤田素弘
細谷孝利	三浦孝司	山下治夫	山田美喜男

(12名)

○出席した幹事

地域振興部土地水資源課長(事務局兼務)	知事政策局企画課長(代理)
環境部自然環境課長(代理)	産業労働部産業立地通商課長(代理)
農林水産部農業振興課長(代理)	農林水産部農地計画課長(代理)
農林水産部林務課長(代理)	農林水産部森林保全課長(代理)
建設部都市計画課長(代理)	建設部道路維持課長(代理)
建設部河川課長(代理)	建設部建築指導課長(代理)
企業庁工務調整課長(代理)	

○出席した事務局職員

地域振興部次長	近藤正人
地域振興部土地水資源課長	河隅彰二
地域振興部土地水資源課主幹	福岡敏勝
課長補佐	本多宣和
主査	森和成
主事	中村綾祐

1. 開会（事務局：河隅土地水資源課長）

2. あいさつ

近藤地域振興部次長

3. 議題

（1）会長の選出について

委員の互選により、清水委員が会長に選出された。

清水会長は、下目委員及び竹中委員を会議録署名人に指名した。

清水会長は、藤田委員を会長職務代理者に指名した。

（2）愛知県土地利用基本計画変更案について

ア 説明

資料により、福岡主幹が変更案について説明した。

イ 質疑

- ・ 諮問案件（1件）

（藤田委員）

今後の開発には一定の規制がされているとのことですが、事業所が移転するということで、環境破壊の恐れはないのでしょうか。

（事務局）

本件は、新東名高速道路本線工事により、従来から営んでいた事業所を移転するために行われた開発です。

この付近では、額田地区に新東名高速道路のインターチェンジが新設されるということで、都市計画法において、その周辺約5kmを都市計画区域に編入するのに先立ち、土地利用基本計画の都市地域を拡大することについて、平成22年度の第55回の審議会でご審議いただきました。

今回は、その区域を外れ、東にひと山越えたところの集落で営んでいる事業所が、その集落から外れて移転するというものですが、周囲は山林に囲まれており、今後ここで新しい開発が見込まれるようなことはないかと思えます。

また、今回の開発については、事前に関係法令に適合するよう調整を行った上で、開発事業者に対して適正な指導を行っておりますので、公害上も心配はないと思っております。

(藤田委員)

移転する事業所のための開発がされるのですね。

(事務局)

現地写真を見ていただきますと、もう既に造成は済んでおりまして、ここへ事業所が移転するというところでございます。

(藤田委員)

ただこんな山の中に移転先を見つけなくても、他に見つからなかったのかなという気はしますが、どうなのでしょう。

(事務局)

従来からここで事業を続けているので、移転はその近くで、ということだったと思います。

(清水会長)

空撮写真は開発前だと思うのですが、ここはもともとどんな用途だったのでしょうか。

(事務局)

ここはもともと山林で、空撮写真の点線で囲ったところは雑木林という感じで、林業は行われていないであろうと思われます。

写真左下に砂防ダムが見えますが、その左側に細い道、県道豊川額田線（県道豊川片寄線）があり、写真左上の道路に続いておりまして、先ほどお話をさせていただいた集落や事業所は、この県道沿いにあります。

(清水会長)

何か他にご質問ございますか。

(山田委員)

震災後にこういった開発案件で、工場用地の提供などに関して県に問合せはありますか。

(事務局)

森林開発ということでお話させていただきますが、今回の森林縮小の案件でも、瀬戸市、春日井市及び豊橋市は、都市地域の中でも市街化区域と重複しておりますので、土地利用に関しては、都市的な利用が優先

され、工場立地は可能です。市街化調整区域や都市計画区域外でも土地利用上は、立地できないことはないですが、基本的に開発に対して規制がかかっておりますので、すぐにできるというわけではありません。

(山田委員)

震災の影響はないということですね。

(事務局)

ございません。

(清水会長)

本来はやはり都市計画区域内でうまく開発をしていただくのが一番いいことだと思いますが、高速道路の建設に伴う移転先として一番近くでいい場所を見つけて造成したという形になっているわけですね。できれば都市計画区域のほうへ誘導していただくのが一番いいのではないかとは思いますが、この案件につきまして特に反対の方はいらっしゃいませんか。

(榊原委員)

過去の状況を知らないで質問してはいけませんが、この審議会の場に諮問案件として出され、審議会として否という結論が出たものはあります。実態を見ると既に造成されてしまっていますから、審議会ですとダメですよと言ってもそんなことはできないですよ。

(事務局)

審議会ですと反対された例は存じておりません。

個別規制法にも審議会があり、今回のような森林開発であれば、森林審議会において開発行為の適否について審議されておりましたので、手続きを踏んで開発が行われておりますので、当審議会ですとダメですとは言いがたいところです。

愛知県国土利用計画審議会では、個別規制法を総合的に調整し、総合的な見地から、ゾーンとして拡大・縮小することの是非についてご審議いただいておりますので、ゾーンを決めるとか変えていくことに関して反対の意見が出た場合は、個別規制法における審議会に対して再度の審議をお願いするということ是可以します。

(榊原委員)

だいたいわかりました。

(清水会長)

森林の場合は随分議論がありまして、先ほど説明があったように、ここで審議をする前に、既に開発行為が行われてしまっているというのが仕組みとしてあるということで、従前までは全て審議だったものを報告にしたという経緯があります。

ただ白地になるときは審議することとしましたので、今回諮問案件となっているということです。今回は、事務局の説明のとおり、将来的に土地利用に混乱を及ぼすおそれは少ないということで、本件はお認めしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。ではこの案件は承認させていただきたいと思えます。

それでは他の案件はまとめてご質問をお受けしたいと思えますが、何かございますか。

- ・ 報告案件（5件）

(下目委員)

春日井森林地域の縮小は工業用地となるということで、既にかなりの部分が整地されているような状況ですが、具体的にどんなものが建つのでしょうか。

(事務局)

事務局で把握しているのは「造成」という部分で、土地利用の調整をしていくということであり、個別具体的にどのような事業が行われるのかということまでは把握していませんが、一般的に製造業などではないかと思えます。

この場所は、従来からミニゴルフ場が運営されていたところを工業用地として民間事業者が開発して、昨年度に市街化区域に編入され、工業専用地域になっているという状況でございます。

(清水会長)

既に春日井明知工業団地があって、今回の案件はその隣ということですね。ゴルフ場のところを工業団地に転換したいということで造成がなされたということです。

その他にご質問ございますか。もし他にご質問がなければ、報告ということですが、ご了解してよろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。それでは全ての案件をご了解させていただきたいと思います。

以上で議事を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

(3) 結論

(清水会長)

知事からの諮問に対し、異議がない旨答申する。

4. 閉会 (河隅課長)